

2月26日（第1日）

2月26日(月)第1日 午前10時00分開議

出席議員

1番	長坂実子	2番	角増正裕
3番	重長英司	4番	岡野数正
5番	熊倉正造	6番	平川博之
7番	酒永光志	8番	上本一男
9番	花野伸二	10番	沖元大洋
11番	上松英邦	12番	吉野伸康
13番	胡子雅信	14番	登地靖徳
15番	浜西金満	16番	山本一也
17番	山本秀男	18番	林久光

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	明岳周作	副市長	土手三生
教育長	御堂岡健	総務部長	仁城靖雄
市民生活部長	山井法男	福祉保健部長	山本修司
産業部長	長原和哉	土木建築部長	木村成弘
企画部長	渡辺高久	会計管理者	島津慎二
教育次長	小栗賢	危機管理監	加川英也
消防長	丸石正男	企業局長	道丹幸博

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	志茂典幸
議会事務局長次長	前田憲浩

議事日程

日程第1	諸般の報告
日程第2	会議録署名議員の指名
日程第3	会期の決定
日程第4	同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
日程第5	議案第13号 江田島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例案について
日程第6	議案第14号 江田島市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例案について
日程第7	議案第15号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改

		正する条例案について
日程第 8	議案第 1 6 号	江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
日程第 9	議案第 1 7 号	江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 0	議案第 1 8 号	江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 1	議案第 1 9 号	江田島市保育園条例及び江田島市認定こども園条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 2	議案第 2 0 号	江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 3	議案第 2 1 号	江田島市水産交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 4	議案第 2 2 号	江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 5	議案第 2 3 号	江田島市山林緑化推進基金条例等を廃止する条例案について
日程第 1 6	議案第 2 4 号	公の施設の指定管理者の指定について

## 開会（開議） 午前10時00分

○議長（林 久光君） 皆様おはようございます。

本日は平成30年第1回定例会が招集されまして、議員の皆様を始め、職員の皆様には早朝から全員お越しいただきまして、まことにありがとうございます。

また、傍聴席の皆様にもいつも傍聴いただきまして、本日も早朝からこうして傍聴いただきまことにありがとうございます。

さて、ことしの冬は大変寒い日が続きまして、皆様方の市民生活も大変だったろうと思います。

また、山陰やあるいは北陸東北においても未曾有の大雪が降りまして、大変大きな被害や犠牲が出ております。そのような寒い中ではございましたが、平昌オリンピックが開幕されまして、17日間にわたりしっかりと我が国の代表選手も頑張っておりまして。非常に我が国の選手も努力した結果、スピードスケートやカーリングにおいても非常に優秀な成績をおさめられ、国民に多くの感動を与えていただいたわけでございます。昨日、平昌オリンピックも終演を迎えましたけど、気候のほうもやや最近はやや春らしくなっております。

本日は、平成30年度の施政方針を初めとして、予算審議であるとか多くの議案が実はございます。市民生活に直結する大事な議会となりますので、どうぞ慎重なる御審議をいただきますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまから平成30年第1回江田島市議会定例会を開きます。

ただいまの出席議員数は18名であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

### 日程第1 諸般の報告

○議長（林 久光君） 日程第1、諸般の報告を行います。

明岳市長から報告事項がありますので、これを許します。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） 皆様おはようございます。

本日、ここに議員各位の御参集をお願い申し上げ、平成30年第1回江田島市議会を開会するに当たり、一言、御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、平素から市政運営に対し、格別の御理解と御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

また、市民の皆様には早朝から定例会の傍聴にお越しいただき、心から御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、2月も既に終わりに近づきまして、寒さが特に厳しかったこの冬に終わりを告げ、梅の花が香り、春の足音が、そこに聞こえてくる、そういった時期となりました。

そうした中、私が市長に就任させていただき、このたび、2度目の予算編成を行った

ところでございます。

今回の2度目の予算編成は、「起承転結」という言葉であらわすならば、「承」にあたるものでございます。

昨年に引き続きまして、雇用の創出、子育てしやすい環境づくり、健康寿命の延伸、この3本柱を継承し、さらに磨きをかけ、人口減少課題に今以上にチャレンジしてまいりたいと考えております。

この内容につきましては、今定例会におきまして、御審議をしていただくこととしており、私の思いは、施政方針の中で述べさせていただきたいと思っております。

そうした新年度予算には、多彩な新規事業がございます。また、今年度までにも数多くの事業を展開してまいりました。しかしながら、市内外に、それを伝える、宣伝する、PRすることなどが江田島市は不得手ではないかと感じているところでございます。

昨年、平成29年を代表する新語、新しい言葉の第3位に選ばれました「パワーワード」という言葉がございます。これは、「説得力のある言葉」とか「表現が強烈な印象のある言葉」などの意味をあらわすものでございます。

人口減少課題の解決には、市内外から江田島市の魅力や事業をまず知っていただくことが本当に大切なことだと思っております。

新年度におきましては、このパワーワード、説得力のある言葉や、印象の強い言葉を意識しながら、積極的に江田島市を市内外に発信をしてまいりたいと考えております。

そして、本年は、明治維新から数えまして150年目に当たります。国や他の自治体では記念事業や関連行事を行うと聞いております。NHKの大河ドラマにおきましても、明治維新の立て役者であります西郷隆盛を主人公といたしました「西郷どん」の放送が開始されました。

その明治時代、江田島市におきまして、今から130年前の明治21年、西暦1888年に、旧海軍兵学校が東京築地から移転・設置をされました。

その後、昭和31年には海上自衛隊術科学校となったわけでございます。本年は江田島市に旧海軍兵学校が移転設置されてから130年という節目の年に当たります。

市内には、第1術科学校をはじめ、海上自衛隊の関連施設が5カ所ございまして、面積としましては、約176万㎡となります。この海上自衛隊と江田島市は旧海軍兵学校の開設以来、共存共栄、一体不可分の関係でございます。その協力関係の1つには、教育施設でありながら、観光施設としての貢献がございます。

市では、第2次江田島市総合計画に6年後の平成36年には、総観光客数100万人という高い大きな目標を掲げまして、取り組みを行っております。第1術科学校では、施設の見学に、年間約6万人の受け入れをしてくださっており、市の観光客の主要な立ち寄り先になっているところでございます。

また、災害関係といたしましては、平成17年4月5日には災害時の活動覚書を、また、平成29年7月12日には災害時の連携に関する協定を締結いたしまして、有事の際や平常時におきましても連携をしていくこととしております。

さらには、サマーフェスタ江田島を始めといたします市の関連行事や自衛隊記念日などの海上自衛隊関連行事にお互いが協力しあい、地域への盛り上げに寄与いたしており

ます。その上、海上自衛隊によります市民の皆様への貢献といたしまして、古鷹山の登山道整備や長瀬海岸の海浜清掃などが上げられます。

このように海上自衛隊は、有事の際だけではなく、日常的にあらゆる場面におきまして、江田島市に貢献いただいております。心から感謝するとともに、今後も市民の皆様と一緒に協力関係を続けていきたいと切に願っているところでございます。

このような関係の中におきまして、私は、自衛隊員の皆様にも今以上に、江田島市に住んでいただきたいと思っております。

そのため、先月、1月24日には防衛省におきまして、村川海上幕僚長とお会いいたしまして、隊員の本市への居住をお願いしてきたところでございます。

そして、昨日、閉幕されました韓国の平昌で開催された冬季オリンピックでは、連日連夜、多くの感動を日本代表選手を始め、各国の選手の皆さんからいただきました。

その中で、昨年の世界フィギュアスケート国別対抗戦の表彰式におきまして、江田島市のオリーブ冠をかぶっていただきました羽生結弦選手が、今回のオリンピックのフィギュアスケートで金メダルを獲得いたしました。

昨年11月の練習中でのけがを克服し、見事な復活で、66年ぶりのオリンピック連覇という偉業をなし遂げられたものでございます。

江田島市では、能美海上ロッジにかわる魅力ある宿泊観光関連施設、新ホテルの建設につきましましては、大変、残念な形となりました。しかしながら、羽生選手が見事な復活をしたように、私たちも新たな知恵と努力で、今まで描いていたもの以上の魅力ある新ホテルを募集していきたい。そして、市民の皆様喜んでいただける施設にしまいたい。このように決意を新たにいたしております。議員各位の一層の御支援と御協力をぜひお願いいたします。

さて、今議会では、江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案や江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案など、当面する市政の重要案件につきましまして御審議をお願いすることといたしております。

これら各案件につきましましては後ほど御説明を申し上げます。何とぞ十分な御審議をいただき、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、12月開会の定例会以後の市政の主な事柄につきましまして、主なものを報告させていただきます。

市政報告書2ページの中ほど、4項目でございます。

北広島町の漏水等に伴う応急給水活動についてでございます。

北広島町におきましては、寒波の影響によります漏水等で配水池の水位が低下いたしまして、断水の可能性が生じたことから、2月10日に日本水道協会広島県支部から応援派遣要請がありました。直ちに企業局職員2名と給水車1台を現地に派遣いたしました。

現地では、本市を初めとします県内6市から派遣されました職員が、町内3カ所の給水拠点で応急給水活動を行いました。

2月11日には、現地の復旧見込みが立ちましたため、日本水道協会広島県支部から応援派遣終了の連絡があり、午後1時をもちまして応急給水活動を終了いたしました。

北広島町の箕野町長を始め住民の皆様からは、多くの感謝の言葉をいただきました。  
他の項目につきましては、報告書のとおりでございます。  
以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（林 久光君） 以上で市長の報告を終わります。

次に、議長報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定による平成29年11月から平成29年12月に係る例月現金出納検査に対する監査の結果報告が、お手元にお配りしたとおり提出されておりますので、ごらんいただきますようお願いいたします。朗読は省略いたします。

以上で議長報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

## 日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（林 久光君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において5番 熊倉正造議員、6番 平川博之議員を指名いたします。

## 日程第3 会期の決定

○議長（林 久光君） 日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から3月16日までの19日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は19日間と決定いたしました。

## 日程第4 同意第1号

○議長（林 久光君） 日程第4、同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

江田島市教育委員会の委員の三島雅司さんの任期が、平成30年3月31日で満了となることから、引き続き、江田島市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めるも

のでございます。

内容につきましては、総務部長から説明いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、同意第1号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、御説明いたします。

本議案は、江田島市教育委員会の委員のうちの1人が、本年3月31日をもって任期満了となりますので、その後任委員としまして、引き続き任命したいものでございます。

議案書2ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして、御説明いたしますので、2ページをお願いいたします。

江田島市教育委員会の委員に引き続き、任命したい方は、江田島市江田島町小用の三島雅司さんでございます。

三島さんは、昭和46年に日本大学を卒業され、旧江田島町に入庁いたしました。合併後の江田島市になりまして、教育委員会事務局で学校教育課長、教育部長、教育次長を歴任され、平成20年に定年退職となりました。

また、平成21年度からは行政相談員を務められ、平成26年度からは教育委員会委員長を、平成29年度には教育長職務代理者を務めていただいております。

三島さんは、人格高潔にして、教育、学術及び文化に深い見識を有されておりますので、教育委員会委員といたしまして、適任であると考えております。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（林 久光君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本案は、人事に関することですので、討論を省略し、直ちに起立により採決に入ります。

本案は原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案はこれに同意とすることに決定いたしました。

#### 日程第5 議案第13及び日程第6 議案第14号

○議長（林 久光君） この際、日程第5、議案第13号 江田島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例案について及び日程第6、議案第14号 江田島市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例案について



の2議案を一括議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま一括上程されました、議案第13号及び議案第14号についてでございます。

最初に、議案書4ページ、議案第13号 江田島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例案についてでございます。

介護保険法第47条第1項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づきまして、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案書26ページ、議案第14号 江田島市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例案についてでございます。

介護保険法第79条第2項第1号の規定に基づきまして、指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（林久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） それでは、ただいま一括上程されました議案第13号 江田島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例案及び議案第14号 江田島市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例案について説明いたします。

今定例会で上程しております両議案は、平成26年6月25日に地域における医療及び介護の総合的な核を推進するための関係法律の整備等に関する法律が施行され、介護保険法の一部が改正されたことに伴いまして、これまで都道府県条例で定めることとされていたものを市町村の条例で定める必要があるため、関係する基準を条例で定めるに当たり議会の議決を求めるものです。

議案第13号から順に説明いたします。

議案書の5ページから23ページにかけまして条例案を、参考資料として24ページから25ページに条例案の概要についてを添付いたしております。

議案書24ページの参考資料をごらんください。

条例案の概要を参考資料にて説明いたします。

まず一つ目の条例案が、江田島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例でございます。

平成30年4月1日から施行の法改正によりまして、居宅介護支援事業者の指定及び指導権限が広島県から本市へ移譲されます。このことに伴いまして、事業者として配置すべき人員や運営に関する基準など市の条例で定める必要がございます。このため法の規定に基づき、当該基準を定めるものでございます。

この居宅介護支援事業者と申しますのは、ケアマネジャー、介護支援専門員が所属する事業者で、ケアプラン、介護サービスの利用計画や要介護認定申請の代行、利用者や家族からの相談、サービス提供事業者との連絡調整の窓口を担うのでございます。

本市におきましては、市社会福祉協議会や江能福祉会を居宅介護支援事業所など9つの事業者がございまして。

2の条例制定の考え方についてでございます。

(1) 条例で定める基準です。大きく2つのことについて基準を定めます。

一つ目がアとして、指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準ともう一つがイとして、基準該当居宅介護支援に関する基準でございます。

アについては、御説明いたしました居宅介護支援事業者のことでございます。

イの基準該当居宅介護支援に関する基準についてでございますが、この基準該当居宅介護支援と申しますのは、指定要件の一部を満たさない事業者であっても、サービス提供の実態があり、一定の水準を満たすサービス提供を行う事業者については、市町村の判断により提供したサービスについて保険給付の対象とすることができるものです。

本市におきましては、指定居宅介護支援事業者のサービスが十分に提供されておりますので、これに該当するものはございません。

(2) 国の基準でございます。

条例で定める基準は、介護保険法第47条第2項及び第81条第3項の規定により、厚生労働省で定める基準に従い、または参酌してその内容を定めることとされております。

(3) に従うべき基準と参酌すべき基準を整理しております。

ア、従うべき基準は、点線の四角囲みで4項目お示ししております。人員に関する項目では、配置人員の基準、運営に関する項目では、サービス提供拒否の禁止や利用者の秘密保持など、適切な運営を確保するための基準を定めております。

イの参酌すべき基準については、アに挙げる事項以外が該当いたします。

従うべき基準につきましても、参酌すべき基準につきましても、(4)の方針にお示ししてまいり、本市において国の基準と異なる事情が認められないこと、これまでの基準となる広島県条例を国の基準と同様でありますことから国の基準と同様に定めております。

定めます条例の構成につきましては、次の25ページ、3の条例で定める基準をお願いいたします。

第1章に総則がございまして、以下に表にお示ししておりますとおり、第2章として、第2条に指定居宅介護支援の事業の基本方針を、第3章第3条第4条に指定居宅介護支援の事業の人員に関する基準を、第4章に第5条から第30条にかけて指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準を、第5章には第31条として基準該当居宅介護支援に関する基準という流れで構成しております。

最後の第5章の基準該当居宅介護支援につきましては、米印に説明をさせていただきますとおり、5章自体が準用規定となっております。

4、施行期日については、介護保険法の一部改正の施行期日と同じく、平成30年4

月 1 日としております。

議案書の 5 ページにお戻りください。

以上説明させていただきました概要について、目次のとおり第 1 章総則第 1 条から第 5 章基準該当居宅介護支援に関する基準第 3 1 条までに国の基準に示しますと同様の内容を定めております。

附則として施行期日をこの条例は平成 3 0 年 4 月 1 日から施行することとし、経過措置として管理者に係る規定を定めております。

続きまして、議案第 1 4 号 江田島市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例について説明いたします。

議案書は 2 6 ページからとなります。

冒頭に説明しましたとおり、本議案も先の第 1 3 号議案と制定動機は、介護保険法の一部が改正されたことに伴いまして、これまで都道府県条例で定めることとされていたものを市町村の条例で定める必要があるため、関係する基準を条例で定めるものでございます。

議案書 2 7 ページに条例を、参考資料として 2 8 ページに条例案の概要について添付いたしております。

議案書 2 8 ページの参考資料をごらんください。

条例案の概要を参考資料にて説明いたします。

1、条例制定の動機にお示ししておりますとおり、介護保険法の一部改正に伴いまして、これまで都道府県条例で定めておりました居宅介護支援事業者の指定に関する基準を市町村の条例で定めるものでございます。

2、条例制定の考え方でございます。

(1) 今条例で定めます基準は、指定居宅介護支援事業者の指定をしてはならないときです。考え方につきましては、第 1 3 号議案と同様に (4) 方針にお示ししますように、本市において国の基準と異なる事情が認められないこと、これまでの基準となる広島県条例も国の基準と同様であることから国の基準と同様に定めるものでございます。

3、条例で定める基準でございます。

指定居宅介護支援事業者の指定をしてはならないときを第 2 条に定めます。

(2) 基準の内容でございます。

国の基準では、指定居宅介護支援事業者の指定をしてはならないときは、当該指定の申請者が法人でないときとするとしております。

議案の 2 7 ページの制定文をお願いいたします。

この国の基準によりまして、指定居宅介護支援事業者の指定をしてはならないときを第 2 条として、法第 7 9 条第 2 項第 1 号の条例で定めるものは法人とすると定めます。ここで本条例に引用しております、介護保険法第 7 9 条第 2 項では、指定をしてはならないときが規定され、同第 1 号で市町村条例で定めるものではないときと規定されております。これを読みかえますと、市町村条例で定めるものでなければ指定をしてはならないとなりますので、このような形の制定文となります。

なお、附則としまして、先ほどの議案と同じく、介護保険法の一部が改正の施行期日

と合わせ、平成30年4月1日から施行することとしております。

以上で議案第13号及び第14号の説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

本2議案に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本2議案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思  
います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本2議案は、委員会付託を省略いたします。

これよりそれぞれの議案について討論と採決を行います。

初めに、議案第13号 江田島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する  
基準を定める条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

議案第13号 江田島市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定  
める条例案については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 江田島市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める  
条例案について討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

議案第14号 江田島市指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準を定める条例案  
については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第7 議案第15号

○議長（林 久光君） 日程第7、議案第15号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第15号 江田島市市民センター等設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

江田島市民センター、能美市民センター、大柿市民センター、秋月交流プラザ及び是長集会所を設置するに当たりまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（林 久光君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） それでは、議案第15号について説明いたします。

このたびの改正は、江田島市民センター、能美市民センター、大柿市民センター、秋月交流プラザ及び是長集会所を設置することに伴い、現行条例の一部を改正するものです。

議案書30ページから35ページに改正条文を、36ページから42ページに参考資料として新旧対照表を添付しております。

36ページからの新旧対照表で説明いたします。

新旧対照表の右側が現行、左側が改正案でございます。下線部について改正を行います。改正条文第1条関係として、現行条例第1条及び第2条に集会所を加え、第3条及び別表に是長集会所を追加します。

続いて、改正条例第2条関係として、現行条例第3条の表に江田島市民センター、能美市民センター、大柿市民センター及び秋月交流プラザを追加します。

37ページに移りまして、別表に江田島市民センター別館、能美市民センターと能美市民センター別館を追加し、沖美市民センターに体育館を加え、大柿市民センターを追加し、宮ノ原交流プラザに体育館と次のページになりますが、グラウンドを加えるとともに、秋月交流プラザを追加します。

また、備考にピアノ利用の規定を追加します。

次に附則による改正でございます。

今回の条例改正に伴い6つの条例について、附則による改正を行います。

38ページ中ほどから附則第2項による改正として江田島市公告式条例の一部改正を行い、掲示場として支所を削ります。

附則第3項による改正として、江田島市公民館設置及び管理条例の一部改正を行い、江田島公民館、秋月公民館、中町公民館及び大柿公民館を削ります。

39ページの下から40ページにかけて、附則第4項による改正として江田島市体育施設設置及び管理条例の一部改正を行い、宮ノ原体育館と沖体育館を削ります。

41ページに移ります。附則第5項による改正として、江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部改正を行い、是長老人集会所を削ります。

続いて、附則第6項による改正として、江田島市老人福祉センター設置及び管理条例の一部改正を行い、江田島老人福祉センターを削ります。

42ページです。附則第7項による改正として、江田島市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正を行い、掲示場として江田島支所、能美支所を江田島市民センター、能美市民センターに改めます。

34ページに戻ってください。

附則第1項の施行期日についてでございます。

今回の改正条文につきましては、平成30年4月1日から施行いたします。ただし、是長集会所に関する関係規定は平成30年3月1日からの施行といたしております。

附則第2項以降は、先ほど説明しました今回の条例改正に伴う6つの条例についての改正でございます。今回の条例改正は、公共施設の再編整備と合わせ、地域のにぎわいづくりや拠点づくり、利便性の向上を図り、多くの市民に愛され親しまれる施設を目指して名称や所管を変更するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） ただいま説明をいただいたんですが、38ページの条例の公布のところでございます。

条例の公布は、今までは市役所前の掲示場に掲示して行う。（市民センター及び支所の掲示場にはその写しを掲示する。）とありました。

今回の改正で条例の公布は市役所前の掲示場に掲示して行う。（市民センターの掲示場にはその写しを掲示する。）とありますが、三高支所の取り扱いについてはいかがお考えでしょうか。

○議長（林 久光君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） これまでは、市民センター及び支所の掲示場に写しを掲示するというので、このたびの改正により支所を削りましたので今後は市民センターのみでその写しを掲示するものと理解しております。

○議長（林 久光君） 7番 酒永光志議員。

○7番（酒永光志君） ちょっとその考え方は切り捨てるという意味に私はとれるんですね。今まで三高支所、今後も三高支所はあるわけでございます。その中で掲示がされないというところは、私は納得ができないんですが、皆さん納得できますか、それで。

ここは再度考えていただいて、三高支所は継続しておるんならやはり掲示物は掲示を

しなければいけない。私はこのように思うのですが間違っておりますか。

○議長（林 久光君） 渡辺企画部長。

○企画部長（渡辺高久君） 三高支所でございますが、市民センターを設置することでございまして、三高支所の位置づけといたしましては、支所の支所というような形になって交流プラザということになりますので、この条例上では、条例改正の中では、掲示場としては今のところは設置しないということを市民生活部長が申し上げたということでございます。

また今のような話がございしますが、現在のところは市民センターに掲示するというようにしておりますので、申しわけございませんが御了解ください。

以上です。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 三高支所につきましても、もともと掲示をしておりますのでした。つけ加えて御報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（林 久光君） ほかにはございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は会議規則第37条、第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第8 議案第16号

○議長（林 久光君） 日程第8、議案第16号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第16号 江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてでございます。

国民健康保険の県単位化に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長から説明をいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（林久光君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） それでは、議案第16号について説明いたします。

このたびの改正は、国民健康保険の県単位化に伴い、現行条例の一部を改正するものです。

議案書44ページから48ページが改正条文、49ページから52ページが新旧対照表、53ページから55ページに参考資料として、改正要旨を添付しております。

53ページからの参考資料により主な改正内容について説明いたします。

まず2の（1）字句の整備です。

第2条及び第5条の2、第1号は、国民健康保険の県単位化に伴う字句の整備を行います。

続いて、（2）の税率改正です。

第3条から第9条の2まで、県単位化に伴う国民健康保険税の税率改正を行います。これらの税率改正による国民健康保険税の新税率は、54ページの表のとおりとなります。ただし54ページの下のほうになりますが、附則により平成35年度までの税率について、激変緩和措置を行います。

55ページの表が平成32年度分までの激変緩和による税率です。なお平成36年度には県内各市町の国民健康保険税率が統一される予定です。

45ページに戻ってください。

附則第1条の施行期日についてでございます。今回の改正条例につきましては、平成30年4月1日から施行いたします。

46ページに移ります。

附則第2条として改正後の江田島市国民健康保険税条例の規定は平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

続いて附則第3条として、平成30年度から平成35年度分までの国民健康保険税の税率を定めます。同条第2項第1号で平成30年度分の税率を、47ページに移りまして、第2号で平成31年度分の税率を、第3号で平成32年度分の税率をそれぞれ規定します。

48ページの第3条です。今回の県単位化に伴い、平成36年度に向けて、国民健康保険の税率について、6年をかけて県内統一を目指すわけですがけれども、本市におきま



しては、この間、江田島市国民健康保険財政調整基金を活用しまして、激変緩和、県が示す税率よりも低い率を適用し、税額を抑制します。6年間のうち、平成32年度までの3年間の税率を今回の条例改正で規定し、平成33年度以降の税率につきましては、その時点での基金残高を勘案して定めることといたしております。

なお、今回の制度改正につきましては、市民、被保険者に対し、広報等を通じて丁寧な説明に努めてまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 岡野議員。

○4番（岡野数正君） この保険税の改正になってくるわけでございますけれども、これは上がるという、徐々に上がっていくということでございますね。市民生活にやはり大きく影響してくる部分ではないかというふうに私は考えております。

県内統一した形で行われるということで、先般の全員協議会では御説明いただき大体理解ができました。しかしながら、細かい内容については、なかなか理解しにくいところがございます。先ほどの市民生活部長のほうから御説明がありましたけれども、市民に対する説明をなぜ県統一になったのか、そしてまたこれがどういう形で今後推移して保険税が上がっていくのか、そこに市のほうはその基金を使って少しでも激変緩和をしていこうという措置をしているんだ、こういった内容をわかりやすく市民のほうに伝えていただきたい、周知をしていただきたいというふうに思っておりますが、その具体的な方法について、もしお考えがおありでしたらお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（林 久光君） 山井市民生活部長。

○市民生活部長（山井法男君） 今回の県単位化につきましては二つの理由があります。

一つは、財政基盤の安定化です。全国の話ですけれども、大きな市もあれば小さな町、村もあります。それら単独で行っていた国民健康保険を財政基盤を安定させるのが一つ。

もう一つは、各市、町で行ってきた事務をある程度県に移すことによって効率化をすることがありまして、この二つを理由にして国主導で全国で県単位化を進めるということといたしております。これにつきましては、国等からマスコミ発表もありますけど、本市としましても、市民や被保険者に影響のあることですから、早速といいますか、4月号の広報から何回かシリーズ化して、国保の県単位化について説明する、紙面を割いていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 久光君） ほかに御質問はないですか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第9 議案第17号

○議長(林久光君) 日程第9、議案第17号 江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第17号 江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてでございます。

国民健康保険の県単位化に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明をいたします。

よろしく願いいたします。

○議長(林久光君) 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長(山本修司君) 議案第17号 江田島市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

議案書57ページに改正条文を、参考資料として58ページに新旧対照表を添付しております。

今定例会で上程しております本議案は、先ほどの議案と同様、平成30年4月からスタートいたします国民健康保険の県単位化に伴うものでございます。

現行条例の一部について字句修正を行うとともに被保険者の死亡に際し、その者の葬祭を行うものに対し支給しております葬祭費が広島県統一の金額となるため、これを改めるものでございます。

議案書58ページの参考資料、新旧対照表をごらんください。

新旧対照表の右側に現行条例を、左側に改正案を、改正部分は下線でお示ししております。

第1条及び第2条では、見出しを含めまして県単位化に伴います必要な字句の修正を行います。

第1条では、国民健康保険の次に、の事務を加え、第2条では国民健康保険運営協議会を市の国民健康保険運営協議会に改めております。

第5条では、葬祭費を県統一の金額とするため、2万円を3万円に改めております。議案書57ページをお願いいたします。

附則として施行期日を広島県単位化がスタートいたします平成30年4月1日から施行するとし、経過措置として、施行の日、前に死亡した被保険者にかかる葬祭費の額を規定しております。

以上で議案第17号の説明を終わります。

○議長（林久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） 済みません、1点だけちょっと教えていただきたいと思っております。

改正のところで、葬祭費のほうがこれまで2万円のところが、県単位ということ、3万円にということになったんですけれども、県内23市町の国民健康保険の中でこういった葬祭費っていういろいろな金額がまちまちだと思うんですけれども、県ではかなりのばらつき、県内の23市町ばらつきがあったのか、なぜその3万円に統一になったのかという議論が、県のほうでやられたと思うんですけれども、もしわかりましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（林久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 葬祭費の支給額は県下全市町で支給されておりますが、支給額は議員御指摘のとおり市町により異なっておりました。このたび国保の県単位化に伴いまして、県下で統一するものでございますが、議員御指摘のばらつきという点で言いますと、本市と同様に2万円で支給しておりました市町が海田町、坂町、大崎上島町と本市江田島市の1市3町が2万円、それ以外の19市町は3万円でこれまでは支給させていただいておりました。今回県単位化に伴いましてこれを3万円に統一するものでございます。

以上です。

○議長（林久光君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 11時01分)

(再開 11時15分)

○議長(林久光君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第10 議案第18号

○議長(林久光君) 日程第10、議案第18号 江田島市手数料条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第18号 江田島市手数料条例の一部を改正する条例案についてでございます。

介護保険法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明いたします。

よろしく願いいたします。

○議長(林久光君) 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長(山本修司君) 議案第18号 江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

今定例会で上程いたしております本議案は、さきの第13号及び第14号議案と同じく、平成26年6月25日に地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律が公布され、介護保険法の一部が改正されたことに伴いまして、これまで都道府県が行っていた事務が市町村の事務になることにより、条例改正の必要があるため、改正にあたり議会の議決を求めるものでございます。

議案書60ページから61ページに改正条文を、参考資料として62ページから63ページに条例案新旧対照表を、64ページに条例案の概要についてを添付いたしております。

条例案の概要について参考資料にて説明いたします。

議案書64ページの参考資料をごらんください。

今回の介護保険法の一部改正に伴いまして、本市で手数料を新設いたしますのは、1、改正の動機の説明文のうち、後段にお示ししております都道府県の事務であったものが市町村の事務になることによる居宅介護支援事業者の指定更新に関する手数料及び、法の経過措置が平成30年3月31日に満了になることから定めます、介護予防日常生活支援総合事業の第1号事業の指定事業者の指定及び指定更新に関する手数料でございます。

2、新設する手数料としてそれぞれ事務の概要、手数料名及び手数料額を表にまとめております。

まず(1)居宅介護支援事業者の指定についてでございます。

さきの第13号及び14号議案の条例制定に関連いたします。居宅介護支援事業者の指定が都道府県の事務から市町村の事務になることから新設するもので、手数料の額は、従前の広島県が定めております額と同額を設定しております。指定の申請が2万円、指定更新1万円としております。

続いて(2)介護予防日常生活支援総合事業の第1号事業の指定事業者の指定についてでございます。

この介護予防日常生活支援総合事業の第1号事業と申しますのは、要支援者等に対して提供される訪問型サービスや通所型サービスなどのサービス事業のことを指します。

今回はこれらのサービスを提供する事業者の指定、指定更新の経過措置が平成30年3月31日に満了となり、この事務が市の事務となることから新たに手数料を定めるものでございます。

こちらにつきましても手数料の額は従前の広島県が定めます額と同額を設定しております。指定の申請が1万円、指定更新が1万円としております。

3、施行期日については、2の(1)については、平成30年4月1日に指定更新を迎える事業者の指定については、既に3月31日までに広島県が更新の許可を行い、これを市に引き継がれること、2の(2)については、制度の経過措置の満了に伴い発生する手数料であり、事業所の負担軽減を図る観点から他市町などの対応も参考とし、平成30年4月1日指定分については手数料を徴収しないことから、施行期日を平成30年4月2日としております。

議案書62ページの参考資料、新旧対照表をごらんください。

新旧対照表の右側に現行条例を、左側に改正案を、改正部分を下線でお示ししております。

新設する手数料について、それぞれ指定手数料と更新手数料を別表第1に加えるものでございます。改正案の表のうち、第3号に指定居宅介護支援事業者指定手数料として、1件につき2万円を、同第4号に指定居宅介護支援事業者指定更新手数料として1件に

つき1万円を、同第7号に指定介護予防訪問サービス事業者、または指定介護予防通所サービス事業者指定手数料として1件につき1万円を、同第8号に指定介護予防訪問サービス事業者、または指定介護予防通所サービス事業者指定更新手数料として1件につき1万円を規定し、これを加えるものでございます。

議案書の60ページをお願いします。

これら手数料についての規定を別表に定め、議案の61ページをお願いいたします。附則としてこの条例は平成30年4月2日から施行することといたしております。

以上で議案第18号の説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第11 議案第19号

○議長（林 久光君） 日程第11、議案第19号 江田島市保育園条例及び江田島市認定こども園条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第19号 江田島市保育園条例及び江田島市認定こども園条例の一部を改正する条例案についてでございます。

保育施設の再編整備に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、

地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長から説明いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（林 久光君） 山本修司福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） それでは、ただいま一括上程されました議案第19号 江田島市保育園条例及び江田島市認定こども園条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

議案書66ページに改正条文を、参考資料として67ページに新旧対照表を添付いたしております。

今定例会で上程いたしております本議案は、江田島市子ども・子育て支援事業計画に基づきます安全でよりよい保育環境を提供し、さまざまな保護者のニーズに対応するための保育施設の再編計画によりまして、江田島保育園、宮ノ原保育園及び飛渡瀬保育園を廃止し、認定こども園こようを認定こども園えたじまに改めるため、現行条例の一部を改正するに当たり議会の議決を求めるものでございます。

議案書67ページの参考資料、新旧対照表をごらんください。

新旧対照表の右側に現行条例を、左側に改正案を、改正部分は下線でお示ししております。まず、江田島市保育園条例の一部改正といたしまして、第2条の表から江田島保育園、宮ノ原保育園及び飛渡瀬保育園の項を削除し、次に江田島市認定こども園条例の一部改正として、第2条の表の認定こども園こようについて、名称を認定こども園えたじまに改め、位置を江田島市江田島町中央4丁目18番25号に改めるものでございます。

議案書66ページをお願いいたします。

改正条文の第1条で江田島市保育園条例の一部改正を、第2条で江田島市認定こども園条例の一部改正を規定し、附則としてこの条例は平成30年4月1日から施行することといたしております。

今回実施いたしました保育施設の再編によりまして、平成30年度からは市内全ての施設で延長保育及び一時保育を実施するとともに未満児の児童については、翌月から受け入れることができる体制を整備することができました。これも多くの保護者の皆様、地域の皆様の御理解と御協力によるものでございます。今後もさらに子育て支援体制の整備に努めてまいります。

以上で議案第19号の説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 長坂議員。

○1番（長坂実子君） 今回の議案なんですけれども、保育施設の再編整備で統廃合があるということで、保育園がなくなる地域の保護者の方々から遠くなるということで、保護者の方に負担が通園させるのに負担がかかるということ、そういったことで不安の

声だったり、不満の声だったり、声が多くあると思うんですけれども、その点について保護者の方々の話し合いや協議などは進められているのでしょうか。

○議長（林 久光君） 山本福祉保健部長。

○福祉保健部長（山本修司君） 御質問ありがとうございます。今回の統廃合に伴いましては、廃止する保育園の地域の保護者の皆様と説明会などを開催して保護者の皆様の悩みを聞かせていただく場面をもうけております。その中で要望事項として、交通手段が確保できない保護者の方については、何らかの交通手段を確保してほしいとの御要望がありましたので、そのことについてはお約束をしておるところでございます。

ただし、議員が御指摘のとおり、これまでは近くの保育園に通えていたものが少し遠い保育園、認定こども園などに通っていただくことに対する負担軽減ということについては、まだ具体の策を講じるということに至っておりませんので、第2次子ども・子育て支援事業計画を策定の際には、こういった統廃合に伴います保護者の皆さんの登園状況などをつまびらかに把握することに努めまして、今後の保育支援体制の整備に生かしていきたいとこのように考えています。

ちなみに現在廃止する保育園、江田島保育園、認定こども園こよう、宮ノ原保育園、飛渡瀬保育園などに通っていただいています入園児童の皆さんから新しい認定こども園えたじまには、来年度の入園申し込みをいただいておりますのでございまして、その皆さんの中で交通手段の確保が難しいという御意見は、通園状況を書く欄がございますが、その欄にそういった記述はございませんでした。

以上でございます。

○議長（林 久光君） ほかに御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



日程第 1 2 議案第 2 0 号

○議長（林 久光君） 日程第 1 2、議案第 2 0 号 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第 2 0 号 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

三高養殖施設の廃止に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。

よろしく願いいたします。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） それでは、議案第 2 0 号を説明いたします。

まず、本条例案は江田島市水産業振興施設の一つとして昭和 5 8 年に沖美町三高港内に設置した魚類養殖用の漁網等を洗浄するための施設、三高養殖施設の廃止に伴うためです。

この施設は主に魚類養殖業者が使用しておりましたが、現在では老朽化も著しく、また利用者もないことから地元である指定管理者漁協と調整が整ったため廃止するためのものです。

それでは初めに議案書の参考資料より内容を説明させていただき、その後に条文を説明させていただきます。

議案書 7 0 ページをごらんください。

ここには江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の関係部分を抜粋した新旧対照表をお示ししております。左側に改正案を、右側に現行条例を記載しております。なお下線つきの部分が改正部分となっております。施設の廃止に伴い、別表第 1 中、三高養殖施設の項目を削除しております。

6 9 ページをごらんください。

ここには三高養殖施設を廃止する条文で、施行日は公布の日からとしております。

以上で説明終わります。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は会議規則第 3 7 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第 1 3 議案第 2 1 号

○議長(林 久光君) 日程第 1 3、議案第 2 1 号 江田島市水産交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第 2 1 号 江田島市水産交流施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案についてでございます。

切串シーサイドハウスの廃止に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めらるものでございます。

内容につきましては、産業部長から説明をいたします。

よろしく願いいたします。

○議長(林 久光君) 長原産業部長。

○産業部長(長原和哉君) それでは議案第 2 1 号を説明いたします。

まず本条例案は、江田島市水産交流施設の一つで、平成 2 年から 3 年にかけて江田島町切串 4 丁目 1 番 1 1 号に設置しました潮干狩りを中心として都市農村交流を目的とした施設切串シーサイドハウスの廃止に伴うものです。

施設の概要としまして、鉄筋コンクリート造の 2 階建て、休息施設 1 棟、駐車場や食事などの野外施設により構成されております。

本施設の廃止の原因は、近年のアサリの生育不良のため、潮干狩りの観光客の減少によるところが大きく、ここ 6 年間、指定管理者である地元漁協と市や県が一体となり、アサリ資源の増産に取り組みましたが不調に終わっております。そして地元とも今後他の利用への転換ができないか検討しましたが、無理だと判断しましたので施設の廃止と

しました。

それでは、初めに議案書の参考資料により内容を説明させていただき、その後に条文を説明させていただきます。

議案書73ページをごらんください。

江田島市水産交流施設設置及び管理条例の関係部分を抜粋した新旧対照表です。左側に改正案を、右側に現行条例を記載しております。下線つきの部分が改正分です。

まず、事業を記載している第3条では潮干狩りの記載を削除しております。続いて、許可を記載しております第5条、第2条関係の別表第1、第9条、10条関係の別表第2からは切串シーサイドハウスの公の名称、並びにそれに関する1単位・利用時間を削除しております。

それでは、議案書72ページにお戻りください。

条文を説明させていただきます。先ほど参考資料で説明しましたように、第3条第1号では、潮干狩りを削除し釣り等とし、第5条別表1、別表2では切串シーサイドハウスにかかわる項目を削除しております。附則としまして、施行期日を平成30年4月1日としております。

以上で説明を終わります。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 岡野議員。

○4番（岡野数正君） それでは伺います。この廃止に伴いまして、跡地利用というのはどのようにお考えか、もし計画等ございましたらお知らせください。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） ここの敷地は年間150万くらいで、地権者4人の方からお借りしております。そのため、地権者の方には更地として返すということで了解を得ております。

以上です。

○議長（林 久光君） ほかにございませんか。

16番 山本一也議員。

○16番（山本一也君） 私の勘違いかわからんのでちょっと教えてください。

民間の方と漁協で土壌改良という形で鉄粉をまいたようなうわさも聞いたんですが、そこらいかがですか。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） この昨年4月の漁協振興協議会の中で、鉄粉をまいたらどうかというような提案が出されました。その後に単独漁港で切串さんがこの場所でやられたということは聞いておりますけれども、その結果は把握しておりません。申しわけないです。

○議長（林 久光君） 16番 山本一也議員。

○16番（山本一也君） せっかく実験をされて、イソモが養殖できるような状況に

ならなかったのか、どうかいうことをちょっと知りたかったので聞いただけ。そういうところがやっぱりしっかりしとかんと、産業育成もできませんのでよろしくお願いします。

○議長（林 久光君） ほかに。

10番 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） 先ほど産業部長、気になることをおっしゃったように思うのですが、観光客が減少したために営業ができなくなったから廃止というような文言を言われたが、これちょっと間違えてませんか。貝を養殖する努力をしなかったために観光客が来なくなったと違いますか。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） この施設は都市と農村の交流ということで平成2年度、3年度に向けて整備したものです。そのときにはアサリが大変効果的な事業として取り組まれました。その結果、切串漁協さん、江田島漁協さん、東江の3漁協さんが積極的に取り組まれて、春の風物詩となっております。

しかし、全国的な傾向かどうかわかりませんが、アサリ貝の減少、それが原因が不明なまま起こって、今ではアサリの資源が枯渇してこの6年間広島県と水産関係団体といろんなことをやってきたんですけど、大きな、目に見えるような結果は出ておりません。

ただ、一部では地域の方がコツコツとやられとるということは聞いております。ですから、この施設の主たる目的が潮干狩り客の休憩施設として建てておりますので、目的が一応終わったということでこの施設の廃止に至ったということでございます。

○議長（林 久光君） 10番 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） 私が常々思うことは、この新しい明岳市長さん、ワクワクする江田島市、観光客を誘致する江田島市、こういううたい文句で出発して、今日に至っているわけですよ。

でもこのアサリに関してもなぜ、この江田島市沿岸で育たないのかとか、どうしたらアサリが育つのか、あなたが言われたように観光客が来なくなったなんて絶対にうそなんです。アサリ、潮干狩りしたい人いっぱいおるんですよ。

これ本当にアサリを飼育してうまく観光客を誘致したら絶対に目玉商品になるし、なぜかという私には物すごく、こういうことをやりとうてしようがないんじゃが歳じゃけんできんのんじゃけども、その証拠にいわゆる、愛知県とか三重県とか熊本県とかちゃんとそうしたことで事業が成り立つわけですよ、千葉県の房総あたりでも、そこらをよく見聞してから取り組んで、それでなお観光客が来ないんだったら観光客のせいにするればいいですよ。私から言わせたら観光客のせいじゃないですよ。行政がもう少しバックアップして、そういう仕事に取り組んでいる方に対して、これでもか、これでもかというような支援ができれば、その人達は恐らく頑張ると思うんですよ。そこら辺はもう客が来なくなったけんやめよう、それで済みますわけですか、最後にもう1回。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 議員さんが言われるように、アサリ資源の確保について

は沖のほうで、漁業をしない人が、歳をとられて、アサリをやりよる。アサリを掘っていただいて、そこで量をはかったりとか、雇用の場にもなるということで各漁協さんも一生懸命取り組まれたんですよ。貝毒の関係がちょうど5月ごろに出てきたということと、それとエイの関係で、エイと何とか言う、ちょっとど忘れしましたが、チヌですね、あれらが食べてしもうて、全然ふえない状況になったんです。何とかふやそう思って土壌改良とか、ネットを張ったりして取り組んだんですけど、いまいち成果が上がってないような状況です。

今後は関係漁協の皆さんと相談してできることをやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（林 久光君） ほかに質疑はございませんか。

13番 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） 先ほどの岡野議員のほうから、この施設を利用しなくなったときにどうされるのかということで跡地を、いわゆる、原状回復をして、地権者4名にお返しするというごさいます。

来年度予算には、その解体工事とか周辺の整地で1,870万円計上されているかと思うんですけども、来年度ですけれども、いつごろを目途に返還するのかという目安があれば教えてください。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） まだ予算審議があれなんですけど、一応うちとしては地権者の方の同意とそれから適化法、補助金による適正化に関する法律、適化法というのがあります。その関係をクリアしてから、早急に一日でも早く使用料を払うのがばからしいので返していききたい。そして地権者の方には有効活用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 久光君） 13番 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） わかりました。そういう意味では、今回こういったことで土地を借りている場所でのその施設の解体をして、原状回復して、地権者に戻すという手続踏まれます。

今、江田島市の方もいろいろな公共施設、こういった指定管理されている施設、同じようなところの状況もありますので、これを機にやはり全庁的にこういった見直しをかけていただけたらなということでごさいます。これは私からのお願いです。

○議長（林 久光君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第 1 4 議案第 2 2 号

○議長(林 久光君) 日程第 1 4、議案第 2 2 号 江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第 2 2 号 江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案についてでございます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、消防長から説明いたします。

よろしく願いいたします。

○議長(林 久光君) 丸石消防長。

○消防長(丸石正男君) それでは、江田島市消防関係手数料条例について御説明いたします。

議案書 7 5 ページから 7 7 ページに改正条文を、7 8 ページから 8 5 ページに参考資料として条例案新旧対照表及び消防関係手数料条例の改正要旨を添付しております。

8 5 ページの参考資料、消防関係手数料条例の改正要旨によりまして御説明いたします。

8 5 ページをお開きください。

1 の改正の理由でございますが、地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する手数料の額について、地方分権推進計画に基づく 3 年ごとの見直しが行われ、人件費及び物件費の変動反映、審査、所要時間の増加、並びに備品費の増加を理由して手数料の額が増額するように改正されました。これを受けまして本条例の手数料の額を見直し、政令と同様に改正するものでございます。

2 の改正内容でございますが、対象となるのは、5 0 0 キロリットル以上の屋外タン

ク貯蔵所など非常に大きな規模の危険物施設です。江田島市内で対象となりますのは、鹿川ターミナル株式会社さん及び伊藤忠エネクスさんが所有している合計23機の特定屋外タンク貯蔵所でございます。

表をごらんください。左側の列(1)から(9)は手数料の額を改正する審査、検査の区分ごとに取りまとめております。中央の列は、改正案の額、右側の列は現行手数料を示しております。

3の施行日でございますが、この条例は政令の施行に合わせて平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長(林久光君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第15 議案第23号

○議長(林久光君) 日程第15、議案第23号 江田島市山林緑化推進基金条例等を廃止する条例案についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長(明岳周作君) ただいま上程されました、議案第23号 江田島市山林緑化推進基金条例等を廃止する条例案についてでございます。

江田島市が保有する特定目的基金の整理に伴いまして、現行条例を廃止する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明をいたします。

よろしくお願いたします。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、議案第23号 江田島市山林緑化推進基金条例等を廃止する条例案についてでございます。

この議案は、本市の目的基金を整理するためのものでございます。

このたび、基金の内容等を見直したことに伴いまして、一部基金につきまして、条例を廃止、また、統合するものでございます。

議案書87ページに廃止条文を、88ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして、御説明いたしますので、88ページをお願いします。

1、廃止するものでございます。

基金名は、江田島市山林緑化推進基金でございます。

制定年月日は、旧江田島町におきまして、昭和53年9月30日に制定されまして、江田島市発足時に引き継いだものでございます。

設置の目的は、山林火災によります緑化推進資金に充てるためのもので、平成28年度末残高は、128万4,431円でございます。

廃止理由としましては、設置の目的の役割を終えているためでございます。

この残高は、一般財源化されることとなります。

次に2、廃止し、他の基金に統合するものでございます。

基金は、二つありまして、その両方とも江田島市公共施設整備基金へ統合するものでございます。

一つは、基金名が、江田島市漁港施設維持管理基金で、平成23年3月10日に制定されております。

設置目的は、本市が広島県から移管を受けて管理する畑漁港、柿浦漁港、美能漁港及び深江漁港の施設修繕及び維持補修に要する財源に充てるためのものでございます。

この基金の平成28年度末の残高は、3,429万4,829円でございます。

もう一つが、基金名、江田島市港湾施設維持管理基金で、同じく平成23年3月10日に制定しております。

この基金も同様に、広島県から移管を受けて管理いたします大柿港の施設の修繕及び維持補修に要する財源に充てるためのものでございます。

平成28年度末の残高は、978万2,813円でございます。

廃止の理由としましては、設置目的が類似いたします江田島市公共施設整備基金に整理・統合するためでございます。

87ページをお願いします。

附則といたしまして、この条例は平成30年3月31日から、施行することとしております。



説明につきましては、以上でございます。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 上本議員。

○8番（上本一男君） ちょっと聞いてみるんですが、江田島市山林緑化推進基金、これは設置目的の役割を終えていると、こう書いているんですが。これに似たような基金はあるんですか。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） これと同様なものはございません。

以上です。

○議長（林 久光君） 8番 上本議員。

○8番（上本一男君） 同様のものというんは、今この江田島市を少しでもこう、江田島市のええところというのは、自然豊かで海も山もきれいだというようなところで、町の人は意外と入って来てくれよんですよね。これは山林火災による緑化推進資金に充てるためとこう書いてあるのですが、例えば今からまだまだやっぱり山登りとかふえてくると思うんです、ということはそのようなところに似たような目的基金というのは必要だと思うが、その辺どのように考えられますか。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） この山林緑化推進資金につきましては、昭和53年に江田島町の山火事が起きまして、それをまた緑化するための寄附を受けての基金でございます。

上本議員の御指摘の山をやはり自然を大切にしながら観光客をとるところは、いわゆる一般財源とかで、その他ほかの資金を使いまして、積極的に推進していきたいとこのように考えております。

以上でございます。

○議長（林 久光君） ほかに質疑はございませんか。

7番 酒永議員。

○7番（酒永光志君） 今回三つの基金を廃止する条例案でございますが、私はこの中で、江田島市港湾施設維持管理基金条例、これについては廃止するのはどうかなというところを思っております。

それはなぜかといえば、漁港については特別会計を廃止されておりますので、一般会計に含まれるんですが、港湾についてはまだ港湾特別会計があります。

地方財政法の第7条で剰余金の処分という条項があるんですが、これについては、年度会計において剰余金が生じた場合には、その2分の1以上を翌年度、翌々年度で基金に積み立てなければいけないという条項があるわけでございます。

現在江田島市では、一般会計のみこれを当てはめて、剰余金の処分で財政調整基金に積み立てをされておるところでございますが、厳密に言えば、特別会計においてもこの剰余金の処分というのは、私は該当することと思っております。

今後、これは勉強もしていかなければいけない、研究もしていかなければいけないんですが、今のところ特別会計について剰余金の処分をするほどの剰余金が出ていないというところがあって、今までは財政調整基金、一般会計部分でのみ行ってこられたというように私も解釈しておるわけですが、しかしいわゆる地方財政法の第7条の規定が所在するわけですが、特別会計があれば、それに関する基金については私は残しておいたほうがいいんじゃないかなと思います。これについてどうでしょう。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） ありがとうございます。今回はいわゆる目的が類似したものを統合するというところでございます。今お話があります港湾につきましても当然その目的があるということでございますので、大きな、いわゆる先ほど言いました公共施設側のほうの基金という大きな枠の中にそういったものが含まれておりますので、その中で自由度を増しながら基金を運営していきたい。

またもし剰余金がありましたらそういったところにつきましても研究させていただき、基金に積み立てることができるならそちらのほうで積み立てていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 久光君） ほかに質疑はございませんか。

10番 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） 一つお聞きします。この廃止の理由が、港湾も漁港も同じ理由になつとるんです。これからは漁港も港湾も全然同じように扱って、同じような部署で扱っていくのか、何のために同じ理由で定めておるのか、元来港湾と漁港は違う施設、名称になっているはずですよ。なぜみな一緒になって、これから先同じように運営していくのか、そこら辺をわかりやすく説明してください。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 確かに漁港と港湾、目的も違いますし、その役割も違うと思います。しかしながら、江田島市の公共施設全般というのは、例えば建物であったりとか、インフラのもの、例えば道路とか下水道、港湾、漁港も含むんですけども、そういったところ全体が公共施設と言われておるものでございます。なので、今回例え統合したとしてもその趣旨とか、目的とかはそれぞれがそれぞれの所管課の中でやってまいります。あくまでも基金を一つにすることによって事務の簡素化でありますとか、基金の自由度が増すとかそういった中で運営をしていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 10番 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） 決して行政が手抜きするためとかそういう意味ではない。そこんところもうちょっとわかりやすく。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） おっしゃるとおりで手抜きをしたいと思っておるわけではございません。各部署でそれぞれがそれぞれの仕事を全うするというかですね、当然ながら先ほど言いましたように漁港は漁港の目的、港湾は港湾の目的がでございます。そ

ういった中でそれぞれの部署が所管課が仕事をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（林 久光君） ほかにはございませんか。  
（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。  
これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

あと議案が一つ残っているんですが、12時を過ぎたんですけれどもどうしましょうか。

（発言する者あり）

○議長（林 久光君） そのままという意見がございますので、もう一つ、このまま続けさせていただきます。

## 日程第16 議案第24号

○議長（林 久光君） 日程第16、議案第24号 公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

明岳市長。

○市長（明岳周作君） ただいま上程されました、議案第24号 公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

真道山森林公園について、公益社団法人 江田島市シルバー人材センターを指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、議会

の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長から説明いたします。

よろしく願いいたします。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） それでは、議案第24号 公の施設の指定管理者の指定について、御説明いたします。

本議案は、本年3月31日に指定管理者、指定期間が満了いたします、1施設につきまして、非公募の方法によりまして指定管理者を指定したいので、提案するものでございます。

議案書90ページから91ページに参考資料を添付しております。

参考資料によりまして、御説明いたしますので、90ページをお願いいたします。

1、施設名及び概要でございます。

施設名は真道山森林公園でございます。所在地は能美町中町3420番地1で、平成5年に設置されました。主な施設内容は、キャンプ場、音楽広場、コテージなどがございます。公園全体の面積は、1万5,100㎡でございます。

次に2、指定管理者候補の概要についてでございます。

指定管理者は、公益社団法人江田島市シルバー人材センターでございます。

3、指定管理者の業務範囲でございます。

施設の維持管理に関する業務、施設の利用許可に関する業務、利用料金の収受に関する業務、施設の利用調整に関する業務、またそれに付随する業務でございます。

次のページ、91ページをお願いいたします。

4、指定期間は、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの5年間でございます。

5の指定管理料といたしましては、年間277万2,000円でございます。

6、選定の理由としましては、各分野の技能を持つ会員が多数おり、同施設での修繕及び保守作業に対して経費削減に努めておられること。季節による利用客数に対応してくださっていること。情報発信や利便性向上に取り組んでいること、また高齢者等の就業の機会の確保につながっていることでございます。

説明につきましては、以上でございます。

○議長（林 久光君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） このシルバー人材センターがなぜ選ばれておるかという説明を受けたのですが、どうしても納得いかないのは、この公共事業削減のために市内の建設業者がどれだけ苦勞して、どれだけ倒産して、どれだけ雇用を失っておるか、総務部長、考えたことありますか。そこら辺をもうちょっとどのように突き詰めてこれを選定したのか。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 確かに建設業者の方は年々と言うか、過去から比べまして会社自体がどんどん少なくなっていております。それはもちろん市としても本当にどうすればいいかなというように思って考えておることでございます。

しかしながらそれは建設業は建設業のところでやはり考えてまいりますけれども、まず高齢者の雇用の確保、これもまた大切な事業でございます。その中で、今回につきましては、そういった高齢者の雇用の確保というような面も含めまして選定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 10番 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） あのね、高齢者、高齢者いますけどね、江田島市はほとんど高齢者になつとるわけよ、ね、今。そうでしょ。さんざん行政においても、我々議会においてもね、高齢者対策、頭痛めておるところですよ。それはわかりますけれどもね、市民の中からはなぜシルバーセンターで、シルバー人材センターばかり仕事があつて、しかもただか700万、5年で1,000万ちょっとか、であつても小さな土建会社にしたらね、年間の事務所の管理費、維持管理費に充当できる金額である。これは公平な市民に対するサービスではない、このように多数の業者から声が上がっておるんですよ。その辺をもう一度。

○議長（林 久光君） 仁城総務部長。

○総務部長（仁城靖雄君） 市の業務にいたしましては、行財政改革の中で民間にできることは民間にということで進めさせていただきたいと、その考え方はそういうことでございますので、なるべく業務に対しましては市内の業者の方をお願いをしたいというふうにこれは思っております。

しかしながら、先ほど言いましたように、今回のこのシルバー人材センターにつきましては、過去の経過とか、実績とか、そのようなものもありますし、先ほどの話をしました、高齢者の雇用の確保、そういったことも含めて今回の決定に至ったということでございます。

以上でございます。

○議長（林 久光君） 10番 沖元議員。

○10番（沖元大洋君） 随意、随意で契約しておりますが、大変危険と思いますよ。総務部長、視察に行ったことありますか、今のシルバー人材センターの作業内容。なぜ私らはこれ今声を荒げて質問しとるか、現場を見にいつとるから言うんですよ。どのような仕事内容であるか、700万円も800万円も払って、どのような仕事内容かわかって今こうやって答弁しとるんですよ。大変危険でありますので、これは一般入札方式に切りかえてやるべきだと思います。これは差別ですよ。行政が市民の事業者に対し差別をもって執り行う。これは大変危険なことである、このように思いますので、どうか勘案してから取り組んでもらいたいとこのように思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（林 久光君） 4番 岡野議員。

○4番（岡野数正君） 二、三伺いたいことがあります。現在ここの指定管理をされ

ておるのはどちらでしょう。

現在、4月以降、現在はどちらが指定管理を受けておられるのか。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 現在も江田島市シルバー人材センターのほうに指定管理をお願いしております。

以上です。

○議長（林 久光君） 4番 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。5年間多分受けておられたんでしょうね。この5年間の真道山キャンプ場の評価、あるいは検証というのをされたことはありますか。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 指定管理契約の中に実績とかその辺は出させていただいております。参考に昨年でしたら、開園日を312日に設定させていただいて、そのうち利用されている日が188日だったというふうに聞いております。

そして収支のほうについては69円の不足で、使用料と指定管理料できれいな運営をされているとっております。

以上です。

○議長（林 久光君） 4番 岡野議員。

○4番（岡野数正君） わかりました。私ちょっとお願いしたいのは、この真道山キャンプ場というのは、広島県内のキャンプ場ランクというのがあります。こういったのを今民間企業がつけて、その中で最下位です。なぜかというと、施設がキャンプ場としては現在のキャンプ場としては非常にやっぱり老朽化しているし、また施設も足りない。シルバーのほうで運営されているというのはよくわかりますけれども、もう少し、どういんですかね、魅力ある宿泊施設じゃないですけども、魅力あるキャンプ場づくりというのを市のほうでもしっかりと後押しをされる必要があるんじゃないかな。

今回も指定管理者、シルバーのほうにお願いしますということでされるとして、じゃ、このままの状態でもいいのか、ここの中で一つ抜けているのが、利用者の声というのが抜けています。利用者の声がどうなのかという視点がここの中に抜けています。これは今後やはり指定管理をされてお願いをするにしても利用者の声をしっかりと伺いながらそれこそ魅力あるキャンプ場づくりをやっていただきたいというお願いでございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（林 久光君） ほかに質疑ありませんか。

13番 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） 私もまず1点質問です。何点か質問あるんですけど、この度、これまでの管理されていたシルバー人材センターを引き続き5年間という期間の中で指定するというところでございます。

前回、これまでこの5年間は指定管理料が257万2,000円ということでございましたが、このたび20万円アップする277万2,000円ということでございます。先ほど収支が昨年度はマイナス69円ですか、なぜこれ20万円の年額がアップになったのかというところをまず教えていただきたいと思っております。

それとあと先ほど岡野議員のほうからも指摘があったとおり、確かにホームページも開設して私も見ていますが、余り魅力あるホームページというふうには私から見てほど遠いのかなというところがあります。

やはり指定管理というものは公の施設を有効活用するというところで、行財政改革の中でアウトソーシングの手法の一つとして使われているわけでございます。やはりそういった市の公の施設でございますので、有効活用していただけるかどうかという視点でのやはり評価をやっていかなくちやいけないというふうに思っておりますが、この点につきましては、どうお考えなのかをお願いします。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） まず最初に指定管理料のアップにつきましては、最低賃金、算出のもとになるところの person 費、最低賃金のアップに伴う増額によるものです。そして、言われるようにこの施設は、岡野議員さんも言われたとこなんですけど、施設は平成5年につくっております。そして、テントサイトとか、特筆すべきものは音楽広場とか練習スタジオとかがあります。当時は、最新鋭が入っていたらしいんですけど、どんどんどんどん老朽化して、だんだん使わなくなっているのが実態でございます。

今後より魅力のある施設、江田島市としては100万人を標榜しておりますので、それに向けてしっかり利用者の声を聞きながら施設整備に取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（林 久光君） 13番 胡子議員。

○13番（胡子雅信君） 今の答弁のほうで、私も今音楽施設老朽化していること十分知っています。当時できたときには最新鋭のものであって、多分、広島県内でも広く知れ渡っていた施設なのかなという感じはします。ただ、やはり今後江田島市の総観光客数が100万人という大きな目標を抱える中で、一つの江田島市の魅力の施設であってほしいなというふうに思っております。そういう意味では今後公共施設の統廃合等もありますけれども、江田島市の観光にとって必要かどうかというところも見きわめながら投資すべきところは投資する、廃止すべきところは廃止するというような観点で、今指定管理されているシルバーさんも含めて、管理している事業者ですから。そこにも不満とかいろいろあると思うんですが、そこら辺と協議しながら、そして市民の皆さんの声を聞きながら、ここら辺のところを考えて検討課題としてやっていただけたらなというふうに思います。これはお願いでございます。

○議長（林 久光君） ほかに。

16番 山本一也議員。

○16番（山本一也君） いろいろ声が出ましたけど、私が一番考えていただきたいのは、利用される人の声と、そこで働く人の声なんです。ここで働いておる人の声が非常に不満が多いんですよ。そういう中で本当にいい仕事ができるのか、いうことを考えていただきたいなということなんです。

要は、シルバー人材で高齢者がたくさんと言っても、人口からしたら、そんなにたくさんじゃないね、200人ちょっと下回るぐらい。まだこの仕事を一般から仕事いただいてしとる人のほうが、シルバー人材の会員より多くおるわけなんです。何でか言うた

ら、シルバー人材で働いておる人がほとんどガソリンは自分持ちなんです。そうしたら仕事をするとき目いっぱい仕事ができんのじゃと、自己負担じゃけん。最低賃金で働いておる。その中で本当にもう少しやりたいんだけど、できないというクレームがたくさんあるで、そこらのところを私は人材センターでやっていただけるんならそういう指導も必要じゃないかという思いがしとりますんで、そこらをも一つよろしく。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 確かに私らは、シルバーさんということで、そこで終わっておりますけれど、その内部の話とか具体的に余り聞いたことはないので、おっしゃるように現状的に厳しいようだったらそれなりの対応とかお手伝いできることはお手伝いしていこうと思います。

ただ、指定管理料を払って、この金額ですよということでお話しております。それも1つの契約だと思いますので、その辺はまたシルバーの内部調整いうのがありますのでそこは尊重して行いたいと思います。

以上です。

○議長（林 久光君） ほかに。

3番 重長議員。

○3番（重長英司君） 1つ質問させていただきます。

ここの真道山森林公園のできた当初の一番の目玉というのは、音楽広場、あと練習のスタジオ、とりわけ録音スタジオですね。ここで録音ができて音源がつかれますよというのがうたい文句で、これはもうその当初はすごく斬新で、すばらしいあれだったと私も思っておりますが、年月が過ぎてもう老朽化して録音スタジオはほとんど使い物にならない、練習スタジオも余りもういいものではない。そこらあたりを今後ですね、どうやっていくのか、録音スタジオが使えるようにするのか、それとももうそこはなしにして、音楽広場はもう音楽広場の野外ステージオンリーにして、ほかは今後どうしていくのか、いうところですね。観光の目玉として人を呼び込むのであれば新たな物をつくってそこでどんどん録音してください、有名な音楽家の人がそこに集まって録音ができるような施設にするのか、それとももうそういうところは省いていっていくのか、そういうふうな方向性をどういうふうに思っておられるのかお伺いしたいです。よろしくお願ひします。

○議長（林 久光君） 長原産業部長。

○産業部長（長原和哉君） 議員言われるように練習スタジオ、録音スタジオ等については、大体今で御利用いただいておりますのが、百三十名前後の方が十分満足ができない状態ですけれど、使っていただいております。

今後どうしていくかというのは、先ほど皆さんが言われるように利用者の声を聞いて重点的にせにゃいけんことやったらしていきたいと思ひますし、そこまで必要なものかどうかいふことでもないよ、というんでしたら、それなりの対応をしていきたいと思ひます。

以上です。

○議長（林 久光君） ほかにございせんか。



(「なし」の声あり)

以上で質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本議案は会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思  
います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。

よって本議案は、委員会付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 散 会

以上をもちまして本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

なお、2日目は明日午前10時に開会いたしますので、御参集お願いいたします。

本日は、御苦勞さまでした。

(散会 12時30分)